

# 令和6年度畜産新技術等導入支援事業実施要領

令和6年3月26日 5畜第1244号  
農林水産部長通知

(目的)

第1条 本県の畜産業は、比較的大規模な畜産経営の収益力向上に向けた規模拡大が進む一方、中小規模の畜産経営における労働力不足や管理不十分を要因とする家畜の生産性低下が一層深刻化しており、基盤整備による生産効率の改善が求められる。

このため、畜産農家をはじめとする地域の関係者が連携する畜産クラスターの仕組みを活用し、効率的な経営投資で新技術等を導入するために必要な既存施設の整備や補改修等の取組に対する支援を行うことにより、県内の畜産担い手の生産基盤を強化し、本県畜産経営の収益力向上を図る。

(定義)

第2条 本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

(1) 畜産クラスター協議会（以下「協議会」という。）

地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益力向上を図るため、畜産を営む者のほか、畜産関係者2者以上が参画し設立する協議会であって、運営を行うための事務局を設置し、かつ組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有するものをいう。

(2) 愛媛県畜産クラスター計画（以下「県クラスター計画」という。）

地域の畜産振興を図るために協議会が定める、次の全ての項目が記載された計画であって、知事により認定されたものをいう。

ア 協議会の名称及び構成員と役割

イ 協議会の目的

ウ 中心的経営体の概要

エ 中心的経営体が行う取組の概要及び成果目標

(3) 中心的経営体

県クラスター計画の実現に中心的な役割を担う者として位置付けられた、次の全ての要件を満たす畜産経営体又は畜産関係団体等をいう。

ア 畜産経営の持続的発展に取り組む者

イ 収益性の高い経営の実現のため、率先して計画に定められた取組を実践する者

- ウ 地域に貢献する意志を有し、地域や他の畜産関係者と連携する者
- エ 将来にわたり安定的に事業を継続することが見込まれる者

(事業の内容等)

第3条 本事業は、中心的経営体が行う次の各号の区分に示す取組に対して補助金を交付するものとし、事業内容等は別表のとおりとする。

(1) 新技術等導入支援 (ハード)

収益性や生産効率の向上に繋がる新技術等の導入に必要な施設および器械の整備や補改修、付帯設備の取得等に向けた取組

(2) 新技術等導入支援 (ソフト)

将来、畜産経営の収益性の向上に繋がる、新技術や新資材等の試験的な導入に向けた取組

2 事業主体は、取組を行う農場の所在する市町とする。ただし、中心的経営体の所在が当該農場と異なる場合にあつては、中心的経営体の存する市町を事業主体とすることも認める。

3 第3条第1項の(2)に係る事業について、市町の補助がない場合にあつては、地域の協議会を事業主体とすることも認める。

4 事業実施主体は、協議会とする。

5 第3条第1項の(1)に係る事業の取組主体は、事業実施後10年以内に10%以上の収益向上又は生産効率向上を目標に掲げる中心的経営体とする。

6 自己資金等により事業を実施中もしくは既に終了しているもの、又は事業主体以外から助成を受けようとするものについては、本事業の補助対象外とする。

(県クラスター計画の認定)

第4条 本事業は、知事が認定した県クラスター計画に基づいて行うものとする。

2 協議会が知事による県クラスター計画の認定を受けようとするときは、計画の内容等について、事前に県並びに事業主体となる市町と協議を行った後、愛媛県畜産クラスター計画認定申請書(様式第1号)を作成し、県クラスター計画他関係書類を添えて知事に提出するものとする。

3 県クラスター計画に本事業に係る複数の取組がある場合には、協議会は次の項目を考慮した上で取組の優先順位を決定するものとする。

(1) 将来的に地域において経営の継続が期待され、地域として育成すべき中心的な経営体の取組であること。

(2) 地域における受益の範囲が大きい取組であること。

(3) 地域における取組の先進性及びその地域への普及の期待度の高い取組であること。

4 知事は、協議会から第2項の申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、協議会に対し県クラスター計画の認定通知を行うものとする。

5 前項で認定された県クラスター計画を変更しようとする協議会は、愛媛県畜産クラスター計画変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、変更の承認を受けなければならない。

#### (事業実施計画の承認申請)

第5条 事業主体がこの事業を実施しようとするときは、畜産新技術等導入支援事業実施計画承認申請書(様式第3号)を作成し、前条により知事の認定を受けた県クラスター計画を添え、知事に提出するものとする。

#### (事業の承認)

第6条 知事は、事業主体から事業実施計画(変更)承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業主体に対し承認通知を行うものとする。

#### (事業の着手)

第7条 事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情によるときは、事業主体が定める交付規則等における交付決定前着手に関する規定に基づき、指令前着手届(様式第4号)を知事に提出するものとする。

2 事業の着手に当たり、取組主体は、入札又は見積もり合わせを行うなどにより事業費の低減に努めるとともに、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、指名停止に関する申立書の提出を求めるものとする。

#### (事業実施計画の重要な変更)

第8条 事業実施計画の承認を受けた事業主体は、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、畜産新技術等導入支援事業実施計画変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 県クラスター計画に変更のあるとき。

(2) 補助金を増額しようとするとき。

(事業の確認)

第9条 事業主体は、事業実施年度の末日までに事業を完了し、知事による実績確認を受けなければならない。

2 知事は、実施した事業の実績を書類及び現地調査等によって確認するものとする。

(成果目標の検証)

第10条 事業実施主体は、第2条の(2)のエにより県クラスター計画に掲げた取組の成果目標について、達成状況を目標年度まで毎年検証するものとする。

2 知事は、補助事業の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、事業実施主体に対し、前項の検証結果について報告を求めることができる。

(書類の提出)

第11条 この要領により知事に提出する書類は、所管の家畜保健衛生所を経由するものとする。なお、第3条第3項に該当する場合は、愛媛県農林水産部農業振興局畜産課へ提出するものとする。

(他の施策等との関連)

第12条 継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者は農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）新技術等導入支援（ハード）

ア 補助率（上限）	3分の1以内（1件あたり1,500千円）
イ 要件等	<p>○補助対象は、近年、開発された先進的な技術、もしくは、中心的経営体にとって、労働生産性の抜本的な向上を図る新技術等を導入するために必要な施設および器械の整備や既存施設の補改修、付帯設備を取得する取り組みとする。</p> <p>○補助対象経費は、次の（ア）～（カ）に示す新技術等の導入に必要な畜産関連施設および器械の整備や補改修等に係る経費（工事費、資材費、資材輸送費等）、及びこれに付帯する設備類の導入に係る経費（設備購入費、設備設置工事費、設備輸送費等）とする。ただし、乳用牛、肉用牛、豚、鶏（地鶏、キジ含む）の生産に係るものに限る。</p> <p>（ア）家畜飼養管理施設 牛舎、豚舎、鶏舎、搾乳施設、放牧場等</p> <p>（イ）家畜排せつ物処理施設 堆肥舎、堆肥保管施設、尿貯留槽、副資材保管施設等</p> <p>（ウ）飼料管理施設 飼料調製施設、飼料保管施設等</p> <p>（エ）畜産物加工施設 乳製品加工施設、食肉加工施設、集卵施設等</p> <p>（オ）器械 繁殖管理システム、飼料タンク残量センサー等</p> <p>（カ）その他 その他、知事が必要と認めるもの</p> <p>○施設付帯設備類は、設置後は容易に物理的に分離できないか、又は施設で行われる生産工程の直接に関わるものとする。</p> <p>○事務所棟など人が居留することを主たる目的とする施設は補助対象外とする。ただし、家畜管理を行う従事者が農場に駐在する上で必要な施設については補助対象とする。</p> <p>○本事業において、過去に別の補助事業を活用して整備した施設を改修整備しようとする場合には、当該事業の規定に基づき適正な手続きを行った上で着手しなければならない。</p>

(2) 新技術等導入支援 (ソフト)

ア 補助率(上限)	2分の1以内(1件あたり150千円)
イ 要件等	<p>○補助対象は、中心的経営体において、これまでに取り入れていない新技術や資材等を試験的に導入する取り組みとする。</p> <p>○補助対象経費は、次の(ア)から(キ)に示す各種対策に必要な資材とする。</p> <p>(ア) 生産性向上対策 ビタミン、ミネラル等混合飼料、生菌剤入り混合飼料等</p> <p>(イ) 畜産環境保全対策 堆肥発酵促進資材、臭気抑制資材、おが粉代替資材等</p> <p>(ウ) 家畜衛生対策 殺鼠剤、消毒剤等</p> <p>(エ) 飼料増産対策 サイレージ添加資材、作物生長促進資材等</p> <p>(オ) 温暖化対策 断熱塗料、断熱材等</p> <p>(カ) 家畜福祉対策 保温資材(保温ベスト、ネックウォーマー等)</p> <p>(キ) 6次化対策 梱包資材、商品シール等</p> <p>○単年度あたり1中心的経営体、1資材の取り組みとする。</p>